

議案第104号

清水町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

## 清水町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

清水町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和57年清水町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和3年1月1月以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。